

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

目次

- 当提案の意義
- 現行の事業の定義の適用に関連する挑戦
- 当提案の主要条項
- 次のステップ
- IFRS とのコンパジェンス

FASB が事業の定義を明確化する改訂を提案

ローレン・ペサ (Lauren Pesa) 及びステファニー・タムリス (Stefanie Tamulis) (デロイト&トウシュ LLP)

2015年11月23日、FASB は [ASU 提案¹](#) を発行した。これは、ASC805²における事業 (business) の定義を明確化し、活動及び資産 (総称して「組合せ (set)」という) が、事業を構成するか否かの決定に当たり事業体が利用可能なフレームワークを提供することになる。

FASB は、ASC805 における事業の定義は広範に過ぎる、また多くの取引が、たとえこれらの取引の多くがより資産取得に非常に似ている可能性がある場合でも企業結合適格となる、と言及する利害関係者からのフィードバックに対応して、当 ASU を発行した。現在の定義は、広範に解釈されてきており、それは、取引の分析に不十分かつコスト高となりうる、また、事業体は、「合理的な判断」を使用することができない可能性がある。当改訂提案は、ガイダンスの適用を、より一貫しかつコストに対して有効性あるものとならしめることになる。

編集者注: 事業の定義に対する懸念は、FASB 基準書第 141(R)号「企業結合」(ASC805 として編纂されている)に係る FAF による[導入後レビュー報告書](#)に関連して提起された主要問題として挙げられていた。

当提案の意義

事業体は、ASC805 における事業の定義を、資産取得か企業結合のいずれかで会計処理するか否かの判定に使用する。この区別は重要である何故なら資産取得の会計処理は、企業結合の会計処理と大幅に異なるためである。例えば、取得者の取引コストは、資産取得においては資産化されるが、企業結合では費用化される。もう一つの差異は、企業結合においては取得資産は公正価値で認識され、のれんが認識されるが、一方、資産取得では、取得コストは、公正価値の比率を基礎として、取得資産に配分され、のれんは認識されない。

FASB は、事業の定義に対する懸念に対して、より直接的に、企業結合の会計処理と資産取得の会計処理との間の差異を減少又は排除することを目指した対応を検討した。しかしながら、適時に利害関係者の懸念に対応するため、FASB は、このプロジェクトを、事業の定義を明確化することにより開始することを決定した。

¹ FASB Proposed Accounting Standards Update, Clarifying the Definition of a Business.

² FASB 会計基準編纂書リファレンスのタイトルについては、デロイトの「[FASB 会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル](#)」を参照のこと。

編集者注: ASC805 における事業の定義はまた、処分取引、報告ユニットの判定、及び ASC810 における事業範囲例外等の会計上のその他の側面に影響を与える。当改訂提案により、より少ない資産(および負債の)組合せを、事業として識別することになる。

現行の事業の定義の適用に関連する挑戦

事業の定義は、当 ASU 提案においては変更されないことになる。ASC805 は、事業を以下のように定義している。

投資者若しくはその他の所有者、構成員又は参加者に対して、配当、コストの低減又はその他の経済的便益の形でリターンの提供を直接的に提供する目的で指揮されかつ管理される活動及び資産の統合された組合せ。

ASC805-10-55-4での現行適用ガイダンスは、「事業は、インプット、及びアウトプットを創出する能力を有するそれらのインプットに適用されるプロセスから構成される」と述べている。事業は、三つの要素を有する—すなわち、インプット、プロセス、及びアウトプットである。全ての事業は、インプット及びプロセスを有し、ほとんどの事業は、アウトプットを有する。しかしながら、アウトプットは、事業となるための組合せを要求されていない。さらに、ASC805-10-55-5 は、当該組合せの運営において「売主が使用する全てのインプット又はプロセス」は、市場参加者が、例えば、[取得される組合せ]を、彼ら自身のインプット及びプロセスと統合することにより、当該[組合せ]を取得し、アウトプットを製造し続けることができる場合には、当該取引の一部となる必要はない、と述べている。

現行適用ガイダンスは、事業の定義を満足する組合せに対して要求される最低限のインプットとプロセスを特定していない、これは、事業の定義をある程度広範に解釈することを誘導してきた。ある者は、収益創出活動が、取得後も継続する場合、又は市場参加者が、自己のプロセスと、取得される組合せを統合するしうる場合に、プロセスが取得されない場合であっても、組合せが事業として適格となる可能性がある、と主張した。例えば、ある者は、既存のリースを有する不動産の取得は、事業の定義を満足すると信じている。なぜなら、市場参加者は、インプット(リース付の建物)を取得する能力があり、アウトプット(レンタル収益)を創出し続ける自己のプロセス(賃料を回収し、建物を維持するプロセス)と結合する能力を有しているためである。他の者は、プロセスの存在は、そのプロセスの重要性に関わらず、事業を生じさせることができる、と主張した。

加えて、ASC805-10-55-4(c)は、アウトプットを、「投資者若しくはその他の所有者、構成員又は参加者に対して直接的に、配当、コストの低減又はその他の経済的便益の形式で、リターンを提供する能力」(強調追加)として参照している。多くの取引は、なんらかの形式でリターンを提供しうる(例えば、新しい機械の取得は、コストを低減する可能性がある)。したがって、アウトプットの定義は、事業の定義の広範な解釈にさらに貢献してきた。

当提案の主要条項

当 ASU 提案の結論の背景では、当改訂は、「事業の定義を狭くし、取引が資産を含むか事業を含むかに関する合理的な判断を下すための基礎を事業体に与えるフレームワークを提供する」であろう、と言及されている。加えて、当提案は、組合せが事業であるか否かの判定に関する改訂の適用を例証する設例を提供する。

単一又は類似資産閾値

当 ASU 提案は、「[組合せ]が、事業でない場合を判定する実務的な方法を提供することになる」。すなわち、「取得総資産の公正価値のほとんど全てが、単一の識別可能資産又は類似識別可能資産グループとみなされる場合」、当該組合せは、事業とはみなされないことになる。この閾値が充足されれば、事業体は、残りの適用ガイダンスを評価する必要はないことになる。

結論の基礎では、当該評価は、定性的又は定量的のいずれかとなる可能性がある、と述べられている。あるケースでは、事業体は、取得の公正価値の全てが、単一資産又は類似複数資産の一つのグループに割り当てられることになることを、定性的に判定することができる可能性がある。事業体はまた、取得公正価値が、複数の類似しない資産に割り当てられることになると定性的に判定することができる可能性がある。このケースでは、閾値は充足されないことになる。その他のケースでは、事業体は、定量的評価を実施する必要がある可能性がある。

加えて、FASB は、「公正価値が、類似の識別可能資産の一つのグループに集中している場合には、当該閾値は充足されうることを決定した」（例、「例えば、事業体が、……一つの資産の代わりに、実質的に同一資産種類の複数バージョンを取得する」場合）。審議会はさらに、「当該分析を、実務的に可能ならしめること」を意図する一方、「当規準が、一つの事業とみなされることを回避するため、あまりに多すぎる項目が、一緒にグループ化されるリスクはあるものの、実務上の必要性に重きをおくことが意図されている」、と言及している。

資産の不適切なグルーピングを回避するため、FASB は、当 ASU 提案に ASC805-10-55-9C を追加している。この項は、事業体が、以下の資産を単一資産（又はそれらを類似資産として）に結合すべきでない、と言及している。

- a. 有形と無形資産（例えば、不動産と既存リース無形資産）。
- b. 異なる主要な無形資産区分における識別可能無形資産（例えば、顧客関連無形資産、商標及び進行中の研究開発）。但し、このトピックに準拠して単一資産として認識されかつ測定されている識別可能無形資産の複数グループを除く（例えば、類似耐用年数を有する付随無形資産……）。
- c. 金融と非金融資産。
- d. 異なる主要区分の金融資産（例えば、現金、売掛金と市場性ある証券）。
- e. 異なる主要区分の有形非金融資産（例えば、棚卸資産、製造設備と自動車）。

以下の設例（当 ASU 提案からの再掲）は、当閾値の適用方法を例証している。:

ケース A: 一家族住宅の取得

ABC は、一家族向け住宅を取得、改装、賃貸、売却及び管理している。ABC は、10 の一家族向け住宅のポートフォリオを取得する。そのそれぞれは、市場価格でのリース契約を有している。取得対象セットに含まれる要素は、10 の一家族向け住宅及び 10 の既存リースのみである。各一家族向け住宅は、土地、建物、及び建物付属設備を含んでいる。各住宅は、異なるフロア計画、面積、区画、及びインテリア・デザインを有する。

ABC はまず、805-10-55-9A 項におけるガイダンスを検討し、取得総資産の公正価値のほとんど全てが、単一の識別可能資産又は類似識別可能資産グループに集中しているか否かを分析する。ABC は最初にそれぞれの一家族向け住宅がこの分析の目的のための単一資産として検討される否かを決定しなければならない。ABC は、土地、建物、及び建物付属設備は、805-10-55-9B 項に従い、単一資産とみなされうることになることを決定する。すなわち、建物及び建物付属設備は、土地に付属しており、重要なコストの発生なしには除去されえない。しかしながら、既存リースは無形資産であり、805-10-55-9C 項に従い、有形不動産と結合されえない。

ABC はその後、10 の有形資産（結合された土地、建物、及び建物付属設備）は類似であるか否かを検討する。各住宅は相違するが、当該資産（全ての一家族向け住宅）の性質は類似している。したがって、ABC は、10 の一家族住宅のグループは、類似資産のグループであると結論付ける。

次に、ABC は、類似有形資産グループの公正価値を、取得総資産（結合された有形資産プラス既存リース資産）の公正価値と比較し、取得総資産の公正価値のほとんど全てが、類似有形資産グループに集中していると結論付ける。すなわち、当設例における既存リースは、重要な公正価値を有しない。したがって、当該組合せは、事業ではない。

実質的プロセス

当改訂提案は、「一つの事業(となるには、)一つの取引は、最低限、一つのインプット及び一つの実質的プロセスを含まなければならない」(強調追加)ことを明確化することになる。さらに審議会は、「全ての資産取得は、インプットを有しており、したがって、複数プロセスに関連する追加ガイダンスの提供が、複数資産と複数事業[のグループ]の峻別を支援すべきことから、単一プロセス(又は複数プロセス)の存在は、資産から事業を峻別するところのものである」と指摘した。

当改訂提案は、プロセスの定義は変更しないことになるが、それらは、一つの組合せが、実質的プロセスを有するか否かの判定に当たり、事業体が検討すべき異なる二つの組合せの規準を追加することになる。これらの規準は、一つの組合せがアウトプットを有するか否かに依存する。

アウトプットのない一つの組合せ

アウトプットが存在しない場合、事業体は、一つの組合せが実質的プロセスを有するか否かの判定に当たり、より厳格な規準を適用する必要があることになる(例えば、収益を創出していない初期段階の会社)。当該提案は、「アウトプットは、事業の主要要素であること、及び事業は通常アウトプットを有することから」、……主要要素が欠けている場合、その他の要素が、より重要性がなければならない」と指摘している。したがって、事業適格となるためには、アウトプットを有しない一つの組合せは、インプットと実質的プロセスの双方を有する必要があることになる。当該組合せは、「それが、他の取得された一つ又は複数のインプットに適用される場合、その取得された一つ又は複数のインプットを複数のアウトプットを開発する又は転換する能力に、決定的に重要である、一つの取得プロセス(又は複数プロセスのグループ)を実施するために必要なスキル、知識又は経験を有する組織化されたワークフォースを含む場合」、実質的プロセスを含むことになる。従業員の存在はアウトプットなしの組合せがビジネスとして検討されるべきであるということは意味をなさない。当提案は、取得ワークフォースが実質的プロセスを実施するか否かの評価に当たり、以下の要素が検討されなければならない、と言及している。

- a. 一つのプロセス(又は複数プロセスのグループ)は、例えば、それが、アウトプットの創出に必要な全てのプロセスの文脈において、付随的又は重要性が低いとみなされる場合には、決定的に重要ではない。
- b. 組織化されたワークフォースが、アウトプットを開発(又は開発過程)又は転換しうるインプットは、以下を含む可能性がある。
 1. 財又はサービスの開発に使用されうる知的財産。
 2. アウトプットを創出するために、開発されうる資源。
 3. 将来のアウトプットの創出を可能ならしめる、必要材料又は権利へのアクセス。

例としては、技術、鉱物権益、不動産、又は実施過程の研究開発。

以下の設例(当 ASU 提案から再掲)は、一つの組合せがアウトプットを有しない場合に、事業体を実施することになる評価を例証するものである。:

ケース E: バイオテックの取得

ファーマ社は、ターゲットバイオテックの社外流通株式の全てを購入する。ターゲットバイオテックのオペレーションは、開発途上にあるいくつかの臨床前化合物に係る研究開発活動(進行中の研究開発プロジェクト)を含んでいる。当該組合せは、研究開発活動実施に必要な技術、知識、又は経験を有している科学者を含んでいる。加えて、ターゲットバイオテックは、本部、研究所、及びテスト設備等の長期性有形資産を有している。ターゲットバイオテックは、未だ市場性ある製品を有しておらず、したがって、収益を創出していない。

ファーマ社はまず、805-10-55-9A 項におけるガイダンスを検討し、取得総資産の公正価値のほとんど全てが、単一の識別可能資産又は類似の識別可能資産のグループに集中しているか否かを分析する。当該組合せにおける識別可能資産は、複数の実施途中の研究開発プロジェクト及び有形資産(本部、研究所、及び研究設備)を含んでいる。加えて、ファーマ社は、取得ワークフォースに関する公正価値がある、と結論付ける。ファーマ社はまた、取得総資産の公正価値のほとんどすべては、単一の識別可能資産又は類似識別可能資産のグループに集中していない、と結論付ける。さらに、有形資産及び取得ワークフォースの双方に関する公正価値金額の重要性のため、ファーマ社は、実行中の研究開発プロジェクトが、類似であるか否かの評価を実施しない(それらのプロジェクトが類似である場合であっても、当該閾値は充足されないため)。

当該組合せはアウトプットを有していないことから、ファーマ社は、当該組合せがインプットと実質的プロセスの双方を有しているか否かを判定するため、805-10-55-5A 項の規準を評価する。大規模なファーマ社は、805-10-55-5A 項の規準を充足されると結論付ける。これは、科学者が、実施中の研究開発インプットに適用される際に、それらのインプットを顧客に提供されうる財に開発する能力に対して決定的に重要である、プロセスの実施のために必要なスキル、知識、又は経験を有する組織化されたワークフォースを埋め合わせるためである。無視しうるほどの金額より大きいのれんの存在は、当該ワークフォースが、決定的に重要なプロセスを実施している、その他の指標となる。したがって、当該組合せは、インプット及び実質的プロセスの双方を含み、事業である。

アウトプットを有する一つの組合せ

結論の基礎は、一つの組合せがアウトプットを有する(すなわち、当該取引前後において収益の継続がある)場合には、「当該組合せは、アウトプットを創出ししない一つの組合せと比較して、一つのインプットと一つの実質的プロセスの双方を含む可能性が高い」と言及している。したがって、アウトプットを有する一つの組合せが、一つの実質的プロセスを有しているか否かの判定は、比較的厳格ではない。ASC805-10-55-5B(当 ASU 提案により追加)は、当該組合せが、以下の規準のいずれかを充足する場合、一つの実質的プロセスを含んでいることになる、と言及している。

- a. 一つの取得プロセス(又は複数プロセスのグループ)の実施に必要な技術、知識又は経験を有する組織化されたワークフォースは、取得される一つのインプット又は複数のインプットに適用される際に、アウトプットを創出し続ける能力に決定的に重要である。一つのプロセス(又は複数プロセスのグループ)は、例えば、アウトプット創出継続に必要な全てのプロセスの文脈において、付随的又は重要性が低いとみなされる場合には、決定的に重要ではない。
- b. 取得される一つのプロセス(又は複数プロセスのグループ)は、取得される一つのインプット又は複数のインプットに適用される際に、アウトプットを創出し続ける能力に貢献し、アウトプット創出を継続する能力の点で、重要なコスト、努力又は遅延なしに取り替えられえない。
- c. 取得される一つのプロセス(又は複数プロセスのグループ)は、取得される一つのインプット又は複数のインプットに適用される際に、アウトプットを創出し続ける能力に貢献し、したがって特有または希少とみなされる。

組織化されたワークフォースは、一つの実質的プロセスの存在を重要ならしめる可能性があるが、アウトプットが存在する場合には必要とされないことになる。結論の背景は、例えば、「当該組合せがアウトプットの創出を継続する能力に貢献する、自動化された複数プロセス(例えば、取得された科学技術、インフラストラクチャー、又は特殊設備を通じて)、又はその他の重要な複数プロセスを含む場合には、組織化されたワークフォースは要求されない可能性がある」、と述べている。

さらに、ASC805-10-55-5C(当 ASU により追加)の一部は、以下のように述べている。:

一つの組合せが、アウトプットを有する場合、収益の継続性は、それ自身では、一つのインプット及び一つの実質的プロセスの双方が取得されたことを示唆しない。したがって、収益の継続のための、想定される契約上の取決め(例えば、顧客契約、顧客リスト、及びリース[当該組合せが貸し手である場合])は、[実質的]プロセスが取得されたか否かの分析から除外されなければならない。

以下の設例(当 ASU 提案から再掲)は、事業体が、一つの組合せがアウトプットを有する場合に実施することになる評価を例証するものである。:

ケース F: 流通権利のライセンス

A 社は、食料及び飲料の世界的製造者である。A 社は、ヨーグルト・ブランド F のラテン・アメリカ流通権利を、B 社に、B 社が、ラテン・アメリカにおけるヨーグルト・ブランド F の独占的流通者となることにより、ライセンスする契約を締結する。当該契約の一環として、A 社は、ラテン・アメリカにおける既存顧客契約を B 社に移管する。A 及び B 社はまた、B 社が、A 社からヨーグルト・ブランド F の全てを購入することになる、市場価格での供給契約を締結する。A 社は、その製造及び流通能力のすべてを維持する。すなわち、B 社は、製造インプット及びプロセス、又は流通インプット及びプロセスを取得しない(及びそれらプロセスに関連する、又は何らかの方法で A 社のプロセスを指揮する知的財産を有しない)が、それが、ラテン・アメリカにおける最終顧客に販売及び流通する、A 社からの最終財を購入するのみである。

B社は先ず、805-10-55-9A 項のガイダンスを検討し、取得総資産の公正価値のほとんど全てが、単一の識別可能資産又は類似識別可能資産のグループに集中されているか否かを分析する。事業結合において認識されうる、識別可能資産は、ヨーグルト・ブランド F の流通ライセンス、顧客契約及び供給契約を含む。B社は、ライセンス及び顧客契約のみが、それらに割り当てられる公正価値を有することになり、いずれの資産も、総資産の公正価値の実質的全てを表示しない、と結論付ける。B社はその後、ライセンス及び顧客契約が、類似の無形資産の一グループであるか否かを検討する。ライセンス及び顧客契約は、異なる主要な識別可能無形資産区分であるため、それらは、類似資産とみなされることにはならない。したがって、取得総資産の公正価値の実質的に全ては、単一の識別可能資産又は類似識別可能資産に集中されておらず、B社は、当該組合せが、一つのインプット及び一つの実質的プロセスの双方を有しているか否かを評価しなければならない。

当該組合せは、ラテン・アメリカにおける顧客との収益の継続を通じたアウトプットを有している。したがって、B社は、当該組合せが、アウトプットを創出する能力に対して共に貢献する一つのインプット及び一つの実質的プロセスを含むか否かを判定するため、805-10-55-5B 項の規準を評価しなければならない。顧客契約は、一つのプロセスが、805-10-55-5C 項に準拠して一つの実質的なプロセスが存在しているか否かの判定から除外されるため、一つの実質的プロセスが存在するか否かを判定するために評価される当該組合せにおける要素は、ライセンス及び供給契約であり、その双方はインプットである。すなわち、B社は、ヨーグルト・ブランド F を製造又は流通するための取得されるインプットに適用されうるプロセスを何ら取得せず、むしろ、ヨーグルト・ブランド F を流通する権利と購入するためのアクセスのみを取得した。当該組合せは、組織化されたワークフォースを含まず、805-10-55-5B(b)から(c)項における規準を充足しうる複数の取得されるプロセスは存在しないため、当該組合せは一つの事業ではない。それは一つのインプットと一つの実質的プロセスの双方を含まないためである。

アウトプットの定義

当改訂提案は、アウトプットの定義を、「顧客に財又はサービスを提供するそれらのインプットに適用されるインプット及びプロセスの結果、その他の収益、又は配当又は利息等の投資収益」に変更することになる。アウトプットの当該定義は、ASC606 と整合して狭められることになる。それによれば、それは、「事業体の通常活動のアウトプットである財又はサービスを説明する」。しかしながら、全ての事業体が、ASC606 の適用範囲内の収益を有するわけではない。したがって、審議会は、その他の収益の種類を、アウトプットの定義に含めることを決定した。例えば、当改訂提案におけるアウトプットの定義において、投資収益への参照が、投資会社の購入は未だ企業結合として適格であることを確認すべく、含められた。

次のステップ

当 ASU 提案に対するコメント期限は、2016 年 1 月 22 日である。事業体は、当改訂提案を、発効日以後に発生する取引に対して、将来に向かって適用することとなり、移行時にいかなる開示の提供も要求されないことになる。当該提案は、FASB は、「発効日及び、当改訂提案は、当改訂提案に対する利害関係者のフィードバックを検討後、発効日前に適用される可能性があるか否かを決定する予定である」と言及している。

後日、審議会は、ASC610-20 の適用範囲内である、資産の部分的売却又は移転に係るガイダンスの明確化、及び残存持分に関する関連する会計処理について議論する予定である。FASB はまた、資産の取得に関する会計処理を事業に関するそれとの整合性について議論する予定である。

IFRS とのコンバージェンス

ASC805における事業の定義は現在、IFRS 第 3 号³のそれと同一である。しかしながら、米国会計基準を適用する法域におけるこの用語の解釈及び適用は、IFRS を適用する法域におけるそれとは一貫していないように見受けられる。(すなわち、IFRS 法域における事業の定義は、広範に適用されていない)。当 ASU 提案は、IFRS では見られない米国会計基準に対する適用ガイダンスを追加することになるが、FASB は、米国会計基準の定義をより狭く適用することにより、IFRS におけるそれと、米国会計基準における実務をより密接に整合させることを意図している。さらに、IASB は、その議題ダに事業の定義に関するプロジェクトを追加し、当 ASU 提案におけるそれと類似した改訂を行うことを検討している。

³ IFRS 3, Business Combinations.

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください(www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs に[ご登録ください](http://www.deloitte.com/us/dbriefs)(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、**US GAAP Plus** にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。